

防衛省設置法等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令案要綱

防衛省設置法等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第三十九号）附則第一条ただし書に規定する規定の施行期日を平成二十八年三月二十八日とすること。ただし、同法第三条中自衛隊法（昭和二十九年法律第六十五号）第二十条第四項、第二十条の八第二項及び別表第三の改正規定の施行期日は、平成二十八年一月三十一日とすること。